一四　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

所得税法の改正に伴い、復興特別所得税の確定所得申告について、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき、又は控除しきれなかった予納税額があるときは、その申告書の提出を要しないこととしたほか、源泉徴収特別税額等及び予納特別税額の還付に係る還付加算金の計算期間について、所要の整備を行うこととした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一七条及び第二三条関係）

一五　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

次のとおり住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例措置を講ずることとした。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二関係）

１　住宅の新築取得等（住宅の取得等又は認定住宅の新築等をいう。以下同じ。）で特別特例取得に該当するものをした者が、その特別特例取得をした家屋を令和三年一月一日から令和四年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例並びにこれらの控除の控除期間の三年間延長の特例を適用することができる。

２　個人又は住宅被災者が、国内において、特例住宅の新築取得等（特例住宅の取得等又は特例認定住宅の新築等をいう。以下同じ。）で特例特別特例取得に該当するものをした場合には、右記１の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間の特例を適用することができる。ただし、その者の一三年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える年については、この２の特例を適用しない。

３　要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例及び年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、所要の措置を講ずる。

一六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第九号）の一部改正関係

たばこ税の手持品課税申告書について、税務書類における押印義務の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条関係）

一七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、平成二九年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和三年四月一日において開設している居住者等で、同日前にその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、同日から同年一二月三一日までの間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をすることができることとする等の措置を講ずることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第七三条関係）

一八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七号）の一部改正関係

１　法人の提出する法人税申告書等に係る代表者等の自署押印に関する経過措置について、令和三年四月一日以後に提出する確定申告書等を除外することとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第四一条、第四二条及び第一二六条関係）

２　たばこ税の手持品課税申告書について、税務書類における押印義務の見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五一条関係）

一九　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部改正関係

試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限の延長等に伴い通算法人に係る税額控除限度額の計算におけるこれらの措置の適用要件の判定並びに計算の基礎となる税額控除限度額及び控除上限額につき通算法人及び他の通算法人を一体として計算する等の措置を講ずることとしたほか、適用期限が延長されたその他の租税特別措置等について、連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（所得税法等の一部を改正する法律第一六条及び第二三条関係）

二〇　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一二号）（財務省）

１　個別品目の関税率等の見直し

㈠　二・六―ナフタレンジカルボン酸ジメチルエステル及びメタ―フェニレンジアミンの基本税率を無税とすることとした。（関税定率法別表関係）

㈡　ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とすることとした。（関税暫定措置法別表第一関係）

２　関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（ＨＳ条約）附属書の品目表の改正に応じて、関税率表の品目分類に関する所要の改正を行うこととした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第一等関係）

３　災害等による納期限等の延長制度の拡充等

災害その他やむを得ない理由により、期限までに納付等をすることができない場合における当該期限の延長等に係る規定を整備することとした。（関税法第二条の三及び第一〇二条の二等関係）

４　電子帳簿等保存制度の見直し

関税における電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化及び要件の緩和並びに不正行為を抑止するための措置の創設等の規定を整備することとした。（関税法第七条の九、第一二条の二、第一二条の四、第六七条の八及び第九四条～第九四条の六等関係）

５　関税等の納付手段の多様化

通関時における関税等のキャッシュレス納付に係る規定を整備することとした。（関税法第九条の五～第九条の九等関係）

６　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和三年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四、第七条の六及び別表第一等関係）

㈡　令和三年三月三一日に適用期限が到来する特恵関税制度について、適用期限を一〇年延長することとした。（関税暫定措置法第八条の二関係）

㈢　令和三年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第一三条関係）

７　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第一三号）（財務省）

１　趣旨

最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和三年度から令和七年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることとした。（第一条関係）

２　特例公債の発行等

㈠　財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、令和三年度から令和七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとした。（第三条関係）